

宗教不問(前號の續き)

宗教の世道人事は關係あるものと一にして足らずと雖も其最も大なるものは死生幽明の境を司る葬祭の一事あり然して佛敎には千餘年來既に夫れ一寺院もあり墓地もありて各檀家中祭祀の事は寺院に托し又其遺骸は所屬の墓地に納められて至極便利なりしものとされども借爰に困難なるは耶蘇敎信徒の葬祭にして佛敎の寺院に依頼せんと拒するは必然にして之が爲めには近來各地方に苦情を生じたるも多しと云ふ元來我輩は獨り佛敎を私するにあらずと雖も佛敎寺院が外敎信徒の埋葬を拒むの一事は正當の理由ありと認めざるを得ず同じ佛敎の中又在ても甲乙各々門派を異なれば異門者の埋葬を悦ばざるの習慣あるも況んや耶蘇敎徒の埋葬に於てを之を肯せざるも決して無理に非ず試みに地を換て耶蘇敎の禮拜堂に佛敎信者の遺骸を持往き讀經供養して其冥福を吊ひたる後ふれを耶蘇敎徒所屬の墓地に葬むらんとしたらば耶蘇敎徒は果して快く承諾すべきや日本の佛敎信徒が西洋に在て斯る事を耶蘇敎の寺院に托したらば斷然拒絶せらるるは明白なることとせざるの理も亦併て判然たるべし

社會百般の事は時代の先後を以て輕重を成し所謂新參古參の別より人事は優劣を生ずるは免れざるの數あるに佛敎も千餘年前に傳はりたる一種の特色に依りて教法に其力を添へ今は全國到處に寺院ありざるなし其信徒の往生するや寺院に遺骸を托して安心を求め生々死々の境に悠々たり即ち佛敎一種の特典あれども之に反して耶蘇敎の公然と日本社會に傳はりたるは僅々十數年來過ぎず其時代甚だ淺ければ未だ該宗限りの寺院あるのみならず即ち此優劣は時代の相違に依る者にして耶蘇敎信徒の不便は其容を時代に歸する外ある可らず然るに佛敎信徒の寺院が耶蘇敎信徒の埋葬を拒むは不正なりとて立法者之が之を干渉し一朝として佛敎寺院千餘年來の特効を奪はんとするともあらば我輩は經世の爲め之を取らざるなり日常諸般の人事に至りては耶蘇敎信徒ありとて其權利に輕重ある可らざるは無論なりと雖も唯宗教の異同に由來する宗教上の便不便は經世家の一切問ふ可き限りは非ず之を社會の習慣に一任するの外あらざれば耶蘇敎に前條の不便あるも全く時代先後の結果なりとして歸らむる外なき者からん或人の説に日本人が宗教に淡泊にして冥界死後の事を顧みざるは耶蘇敎國民の聽て甚だ驚く所として縱へ野蠻の國なりとも必ず宗教は有る者なるは日本人の獨り格外あるの不思議なりとて類々其解釋に苦めども日本の社會には寺院と墓地と古來より一種密接の關係ありて死者の追善供養の道は其菩提所たる本寺に任せて安全なるは西洋に其例なしと稱して可ならん西洋に於ては禮拜堂の敷ありと雖も各日曜其他耶蘇敎祭の當日に信徒相會して敬神の誠を表するの外復た他家人の忌日命日を吊いんとて日本の如く其禮を盡す非ず即ち西洋の寺参りはゴッドに敬禮を致す爲めの方便なれども日本の寺参りは之に反し一族亡者の利生を圖りて菩提所に詣る者なれば日本の佛敎に其地と寺院との關係あるは西洋の教法にゴッドと禮拜堂と相離れざるに異ならず佛敎の爲めに謀れば寺院は各檀家の菩提所たる資格を備ふることを大切かれ若しも異宗門たる耶蘇敎

徒の遺骸を其寺内に葬むるとあるは於ては前條の資格の忽ち破れざるを得ず教法上由々しき大事なれば佛敎寺院の墓地には他宗信者の遺骸を交へしめずして其區別を正しすると嚴護法域の大義に於て然らざるを得ざるの理ありと其所論の細目は兎も角も大要日本佛敎の墓地は宗派に直接の關係ありて之に他宗信徒の合葬を許す時は教義の本體を傷くべしと云ふの旨趣は我輩の異議なき所なり古來の事述え就て見るも全國の墓地は一として佛門の所屬ならざるなく八宗の門派區々に別れて寺院の數に限りなければも寺院あれば必ず附屬の墓地あり或は直に之に屬せざるも習慣に於て某寺院と某墓地との間に密着の關係を生じて其秩序を亂さず以て宗教信心の維持を助けたるもの如し今よの秩序を度外視して人事を害したる一例を示さん徳川の時代に或る地方にて佛敎の流行非常として遂に冠婚葬祭の神をも殺風景なる儒道の筆法に模寫し甚しきは儒者が自ら袈裟衣衾を司りて僧侶の職を奪ひ之を儒葬式と唱へて佛敎を排撃するの一段となしたる者ありしが隨て其結果を諷ねれば佛敎寺院の外に獨立の墓地を生じ死者の遺骸は歛むるに處あれども其靈を祭るも寺院なくして物換り星移るの間に葬祭の式紊れたるのみならず其墓地は荒蕪零落し歸し人の復た吊ふ者なくして永く其始末に苦むは佛敎主義の墓地比々皆然らざるはなし寺院と墓地との間には其關係の密接して人事世教に影響するの大なるものと斯の如し然るも今日耶蘇敎を公認するの舉と與に耶蘇敎信徒の從前最も苦情を訴へたる埋葬の制限を破り異宗混同の墓地を作ることあらんには佛敎の大本の動搖せざらんと欲するも得べからず故に我輩の宗教不問の大義を賛成すると與に佛敎墓地の制を保護し其秩序を失はしめざるを以て經世に大切なりと信する者あり (完)

朕内閣臨時修史局廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セレ

御名 御璽

明治廿一年十月廿九日 内閣總理大臣伯爵黑田清隆

勅令第七十二號 内閣臨時修史局廢止

○司法省訓令第十五號 裁判所

親族ノ保管ニ係ル失踪又ハ死亡跡遺留財産ノ賣却交換若クハ質入書入ニ關スル認許請求書ハ保管人又ハ其代人出頭ノ上差出ス可キ儀ト心得可レ

明治廿一年十月三十日 司法大臣伯爵山田顯義

○修史局廢止 内閣臨時修史局廢せられたる處從來同局着手の修史事業は帝國大學に屬せられり

○講授囑托 東京美術學校に於て去る十六日文學博士黒川眞頼に和文學及史學の講授を囑托せり(文部省)

○教師解職 帝國大學醫科大學看護法及看護術教師アグニーズ、ヴェッチ女は去る二十六日囑托滿期に付き解職せり(文部省)

○鐵道開業免狀下付 伊豫鐵道會社鐵道松山三津ヶ濱間線路落成に付き監査の上を去る二十六日開業免狀を下付せり(鐵道局)

○汽車通覽 北部鐵道の昨年海軍衙門の奏請より唐山開平乃至天津紫竹林間の敷設を竣其成蹟を觀て天津北京間の敷設と他の北方山海關に至る線路に着手するものと決定せしなり今回該衙門の開平天津間の線路は充分の成功ありしを以て直に他線の敷設に着手するに付き皇帝の御覽を請ふものと決し既北洋大臣に照會し昨年小蒸汽船を昆明湖に送達せし例を倣ひ輕便鐵軌を用ひ汽車敷設を北京に送付せしめ先づ醇親王の檢閱を経て海泥又ハ西苑離宮に於て皇帝の御覽を請ふ由

て目下左右翼技藝に使用するため天津上海申報)

○警察令第十四號 明治二十年警察令第十四條ノ左ノ但書ヲ加ヘ

但屎尿ヲ船中ニ投ガレ

警察令第十四號參照

明治二十年四月警察令第十二條 屎尿船中ニ投

○全國民籍戶口總數

十二月三十一日現在

十六戸、人口ハ三五

百七十三萬三千五百

八、七族百九十五萬

萬七千八百八十一

リ而シテ其年齡別及

省)

年齡別	男	女
一	四八八六	四七九二
二	四七九二	四七〇〇
三	四七〇〇	四六〇八
四	四六〇八	四五二六
五	四五二六	四四四四
六	四五二六	四三六二
七	四四四四	四二八〇
八	四三六二	四一九八
九	四二八〇	四一三六
十	四一九八	四〇七四
十一	四〇七四	四〇一二
十二	四〇一二	三九五〇
十三	三九五〇	三八八八
十四	三八八八	三八二六
十五	三八二六	三七六四
十六	三七六四	三七〇二
十七	三七〇二	三六四〇
十八	三六四〇	三五七八
十九	三五七八	三五一六
二十	三五一六	三四五四
二十一	三四五四	三四九二
二十二	三四九二	三四三〇
二十三	三四三〇	三三六八
二十四	三三六八	三三〇六
二十五	三三〇六	三二四四
二十六	三二四四	三一八二
二十七	三一八二	三一二〇
二十八	三一二〇	三〇五八
二十九	三〇五八	三〇〇〇
三十	三〇〇〇	二九四二
三十一	二九四二	二八八四
三十二	二八八四	二八二六
三十三	二八二六	二七六八
三十四	二七六八	二七一〇
三十五	二七一〇	二六五二
三十六	二六五二	二五九四
三十七	二五九四	二五三六
三十八	二五三六	二四七八
三十九	二四七八	二四二〇
四十	二四二〇	二三六二
四十一	二三六二	二三〇四
四十二	二三〇四	二二四六
四十三	二二四六	二一八八
四十四	二一八八	二一三〇
四十五	二一三〇	二〇七二
四十六	二〇七二	二〇一四
四十七	二〇一四	一九五六
四十八	一九五六	一九〇〇
四十九	一九〇〇	一八四二
五十	一八四二	一七八四
五十一	一七八四	一七二六
五十二	一七二六	一六六八
五十三	一六六八	一六一〇
五十四	一六一〇	一五五二
五十五	一五五二	一四九四
五十六	一四九四	一四三六
五十七	一四三六	一三七八
五十八	一三七八	一三二〇
五十九	一三二〇	一二六二
六十	一二六二	一二〇四
六十一	一二〇四	一一四六
六十二	一一四六	一〇八八
六十三	一〇八八	一〇三〇
六十四	一〇三〇	九七二
六十五	九七二	九一四
六十六	九一四	八五六
六十七	八五六	七九八
六十八	七九八	七四〇
六十九	七四〇	六八二
七十	六八二	六二四
七十一	六二四	五六六
七十二	五六六	五〇八
七十三	五〇八	四五〇
七十四	四五〇	三九二
七十五	三九二	三三四
七十六	三三四	二七六
七十七	二七六	二一八
七十八	二一八	一六〇
七十九	一六〇	一〇二
八十	一〇二	四四
八十一	四四	八
八十二	八	〇